法テラスおおいた

日本司法支援センター大分地方事務所広報誌（第22号）

設立８周年を迎えて

法テラス大分
所長 平山 秀生

法テラスは、日本司法支援センターの愛称であり、法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味も込めています。私達は、絶えず法テラス大分が、利用者の皆さんにとって、そのような場となっているかを自問自答しながら、トラブルを抱えた方々が、何をどこに相談して良いか分からないと迷われた時に、「そうだ、まずは、法テラスに聞いてみよう。」と言っていただけるように、今後とも情報提供業務や民事法律扶助業務等に邁進していきます。よろしくお願いします。

無料法律相談会（4/21）

街頭でのグッズ配布（4/12）

法テラスでは、法人設立日である４月１０日を記念して、毎年４月１０日を「法テラスの日」としています。今年もこの時期に合わせ、大分県弁護士会、大分県司法書士会のご協力のもと、無料法律相談会を開催するなど、関連行事を実施いたしました。

「法テラスの日」記念 記者会見

記者会見（4/9）を実施し、前年度の法テラス大分の業務実績等について、報道機関に報告いたしました。

法テラス大分について

http://www.houterasu.or.jp/oita/index.html

大分市城崎町に事務所があり、平成２６年５月末現在、所長、副所長３名、事務局職員７名と窓口対応専門職員１名が勤務しています。

主な業務には、総合法律支援法（平成１６年６月公布）に基づく、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務、日本弁護士連合会委託援助業務があり、大分県内の多くの関係機関、団体等と連携・協力関係を構築しつつ、円滑な業務運営に努めています。

法テラス サポートダイヤル（コールセンター）における情報提供（電話）

法的トラブルでお困りの方は	犯罪被害にあわれた方は	震災 法テラスダイヤル 東日本大震災関連専用
0570-078374	0570-079714	0120-078309
おなやみなし	なくことないよ	震災フリーダイヤル
PHS・IP電話からは、03-6745-5600	PHS・IP電話からは、03-6745-5601	
法的トラブルでお悩みの方の問合せに対し、その解決に役立つような法制度や、関係機関相談窓口に関する情報の紹介をしています。	問合せいただいた方の被害後の状況やニーズに応じて、相談窓口のご案内や、利用できる法制度など犯罪被害者に関する情報を提供しています。	東日本大震災の被災者の方々の法的支援に特化した電話問合せ窓口として、平成23年11月に開設されたフリーダイヤルです。

【サポートダイヤル業務時間】平日 9:00-21:00、土曜日 9:00-17:00（祝日を除く）
法テラス ホームページでは、メールによる情報提供の問合せも受け付けています。
https://www.houterasu.or.jp/cgi-bin/toiawase/show_entry.cgi

法テラス大分における情報提供業務（電話・面談）

法的トラブルでお悩みの方のお問合せに対し、窓口対応専門職員＊が、解決に結びつくような一般的な法制度情報、適切と思われる関係機関相談窓口情報の提供をしています。

＊当該職員は、個別事案につき法的判断を行うことはできません。

・受付日時： 平日10:00～16:00（土日祝祭日休業）
・利用料：0円
・電話（法テラス大分 0503383-5520）への通話料：
固定電話から…3分約11円
携帯電話から…3分70- 90円（税別）

特別コラム
第２回「相続と登記　エト・セトラ」

法テラス大分 副所長： 胤末 理恵子（司法書士）

連載企画…
　法テラス大分の役員によるコラムを前号より掲載中です。
　身近な法律問題や最新の法制度などをテーマに、わかりやすく解説していきたいと思います。

普段は司法書士として、不動産登記、商業登記、簡易裁判所管轄の裁判業務等に追われていますが、業務の大半は不動産に関することが多いため、時折、「不動産の登記は、やらなければいけないものですか？」と、訊かれることがあります。

Ⅰ 不動産登記の対抗力

1. 公示の原則

このような質問を受けたときには、民法第177条が頭をよぎります。

> 民法第177条　不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

不動産に関する物権変動を、第三者に対抗するためには、登記が必要であることを明らかにした規定です。不動産に物権変動があったことを登記（＝公示）することで、外部から所有権等の存在を認識させて取引の安全を図り、また物権変動の登記を怠った者は保護されないという考え方です。

例えば、不動産の所有者Ａがその不動産をＢとＣに二重に譲渡した場合、ＣがＢよりも先に所有権移転登記をしたときは、第１譲受人Ｂよりも先に登記を得た第２譲受人ＣはＢに対して、自己の所有権を主張することができるというものです。

2. 相続と登記

では、相続により取得した相続分を第三者に対抗する場合でも登記は必要でしょうか。

(1) 共同相続の場合

相続による物権変動には民法第177 条の適用はなく、相続人は相続財産につき法定相続分に応じた持分を登記なくして第三者に対抗できるとされています。

例えば、ＡＢが共同相続した不動産をＡが勝手に単独で相続登記を経て第三者Ｃに譲渡しても、Ｂは自己の持分の取得をＣに主張することができ、ＣはＡが相続した法定相続分のみ取得するとしています（最判S38.2.22民集17.1.235）。

(2) 遺産分割による登記

遺産分割による物件変動は、民法第177条の「物権の得喪及び変更」に該当し、遺産分割により相続分と異なる権利を取得した相続人は、登記を経なければ分割後に権利を取得した第三者に対抗できないとしています(最判S46.1.26民集25.1.90)。

Ⅱ 登記の現場

次に、登記申請の現場の状況をご紹介します。

相続事件は、被相続人と相続人又は相続人間の感情的対立などが底流にあり、複雑な人間関係の解消は容易ではありません。司法書士が関与する相続登記の手続においても、他の登記に比較して必要書類が多量であることや、関係法令の適用が多岐にわたり、一筋縄ではいかない場合もあります。

1. どうなってるの？

相続登記のご依頼を受けたとき、相続財産となる不動産の全部事項証明書を取り寄せます。そこではじめて、依頼者があっと驚く事実が出てくることがあります。

例えば、

(a) 亡夫名義の土地の権利証があるので相続財産だと思っていたら、誰か第三者の名義になっていた！

(b) 登記名義人が先々代の名前のままに！

(c) 大正時代、所有者が金銭借入をしたときの抵当権設定登記がのこっている！

（次頁左上段へ→）

(d)　今住んでいる建物の登記がない。固定資産税はきちんと支払っているのに、なぜ？

これらは、先祖代々引き継がれた不動産の場合に散見されます。このような場合、
(a)は、全部事項証明書等をもとにその物権変動の時期や理由について、
(b)は、現民法と異なることがあるため、先々代の相続が旧民法等に該当しないか確認して、先々代から現相続人名義への相続登記の手続・方法について、
(c)は、抵当権者が行方不明の場合に、弁済期より20年経過後に債権、利息、損害金等全額を供託して抵当権を抹消する方法について、
(d)は、表題部登記を経て所有権保存登記をする方法について、
依頼者に丁寧に分かり易く説明をして、今後どのようにしたいか考えていただくことにしています。

2.　相続登記を忘れると

相続登記は、亡くなった方及びその相続人全員の戸籍関係書類等を収集するため、相続人が多いとその数だけ資料の取り寄せも多くなり、次のような問題も発生してきます。

(1)　次々と相続人が増えていく

相続登記に期限はありませんが、相続登記をしないまま何世代か経るだけで、相続人の数が数十人に増える場合があります。外国人と結婚した相続人、海外在住の相続人、全国に散らばる相続人達の相続証明書類の取得は極めて困難です。また、除籍謄本等は保存期間の経過により廃棄されるため、相続人の確定ができなくなる場合もあります。

(2)　相続人の一人が行方不明

相続人が多くなると行方がわからない相続人も出てきます。遺産分割協議によって相続登記をする場合、協議は相続人全員により行わなければ無効となるため、相続人に行方不明者がいる場合、不在者の住所地の家庭裁判所に不在者財産管理人選任の申立をし、財産管理人に選任された者は、家庭裁判所に対し権限外許可の申立をして分割協議に参加します。

(3)　判断能力のない相続人がいる

認知症等で判断能力がないため遺産分割協議に参加できない相続人がいる場合、家庭裁判所に成年後見等申立をし、後見人等に選任された者は、上記同様に権限外許可を得て遺産分割協議に参加します。

Ⅲ　判例紹介‥‥New

最高裁判所は平成25年9月4日、非嫡出子の相続分が嫡出子の相続分の半分とする民法第900条4号但書の規定は憲法第14条に反すると違憲決定を出しました。これを受けて平成25年12月5日，民法の一部を改正する法律が成立し、非嫡出子の相続分と嫡出子の相続分を同等にしました（同月11日公布・施行）。

改正後の民法第900条の規定は，平成25年９月５日以後に開始した相続について適用することとしていますが、登記手続では法的安定性を理由として、平成13年７月１日以降の相続に関しても，違憲判決に基づいた相続があった場合は、非嫡出子と嫡出子の相続分は同等とする旨の通達が発出されています（H25.12.11 民二 781）。

Ⅳ　いつの日にか

せっかく「所有権移転登記手続をせよ」との勝訴判決をうけても、登記費用を捻出できないという原告に対して、法律扶助制度を利用して登記が可能になればよいのに・・・。

真の権利行使は、対抗要件たる登記の完了をもって終結することから、判決等を取得した原告が法律扶助の資力要件を満たしているような場合には、扶助を利用して登記ができる・・・いつの日にかこれが実現するように願っています。

以上

法教育の取組み…県内高等教育機関にて法律セミナー開催中

法テラスは、法教育にも力を入れています。今年度に入ってからは、大分県弁護士会法教育委員会の協力のもとで、県内の大学・短大で法律セミナーを実施しています。これまでの活動状況は下記の通りで（開催日時、場所、講義内容、講師の順に紹介）、主に新入生を対象としたセミナーを開催しました。

●2014/4/5（土） **別府溝部学園短期大学**
講義内容：ネット上のコミュニケーションと人権
講　　師：吉井 和明 弁護士

●2014/4/23（水）、5/7（水）、5/28（水）　**大分大学**
講義内容：アルバイト賃金未払など労働・雇用をめぐる問題
講　　師：田中 利武 弁護士
講義内容：裁判員裁判の仕組みと問題点について
講　　師：宇津木 基 弁護士
講義内容：年金・生活保護・親族間の扶養などを巡る問題
講　　師：河野 聡 弁護士　（右上写真… 講義風景）

今秋以降も開催予定です。
「学生への講義のため、このようなテーマで講師を派遣してもらうことができないか」等、詳細についてのお問合せがありましたら、法テラス大分までお願いします。

関係機関の研修会等に合わせて、法テラスの業務案内もさせていただきます！

左の写真は、高齢社会をよくする大分の会（5/28）の講演イベント時のものです。この行事の中で、参加者に法テラスの業務説明をさせてもらうことができました。「法テラスの活用イメージをなかなか持てないけど、利用者にどう案内したらよいかな？」そのような不安をお持ちの関係機関の皆様方、「窓口担当者等対象にした講習（研修）会開催に合わせて、ぜひ法テラスの業務内容説明をしてもらいたい！」というご要望がありましたら、法テラス事務局までご連絡ください。

職員勉強会にも励んでいます！
～接遇等窓口応対能力向上を目指して～

法テラス大分では、関係機関から講師を招いて、業務概要等説明いただく職員勉強会も実施しています。関係機関の担当者の方に直接お話を伺うなど、情報交換を通じて、連携内容を確認しあえたことは、今後の利用者への対応に大変有益なものとなっています。

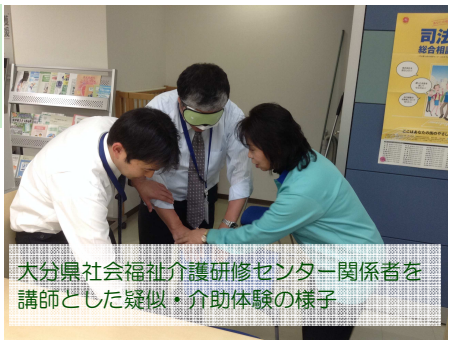
大分県社会福祉介護研修センター関係者を講師とした疑似・介助体験の様子

大分公証人合同役場の公証人を講師とした勉強会の様子

次のような場合も、法テラス事務局まで遠慮なく問合せください！
- 私たちの相談窓口情報を、法テラスの関連業務の中でも紹介してもらいたい！
- 法テラス各種パンフレットを利用者配布用に相談窓口に備えおきしたい！

法テラスおおいた第22号
（平成26年6月発行）

編集・発行
日本司法支援センター大分地方事務所
〒870−0045　大分市城崎町2−1−7
電話　0503383−5520
ホームページ　http://www.houterasu.or.jp
業務時間　平日9時から17時まで
※ 情報提供業務（法テラス大分）については、平日10：00−12：00、13：00～16：00

「めじろん」承認番号：大分県第395号

日本司法支援センター
法テラス
「法テラス」は国が設立した公的な法人です。